

河合町下水道条例施行規程

(使用料等の減免)

第 25 条 条例第 42 条の規定により使用料、手数料又は占用料の減免を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 天災その他の災害を受け、支払能力がないと認められた者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が特別の事情があると認められた者

2 前項の規定により、使用料、手数料又は占用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書(様式第 26 号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は前項の申請があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、公共下水道使用料等減免決定(却下)通知書(様式第 27 号)により通知する。